

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金

給付金の算出方法

令和3年の肥料費から令和5年と令和4年の肥料費を算出し、令和4年から令和5年にかけての肥料費の高騰分の1割を支援します。

$$\text{給付金} = \left[\text{令和5年の肥料費} - \text{令和4年の肥料費} \right] \times 0.1$$

注4

令和5年の肥料費から令和4年の肥料費を引いた額(高騰分)の1割を給付する。1,000円未満は切り捨て

$$\frac{\text{令和3年の肥料費} \times 1.115 \times 1.4}{\text{注1} \quad \text{注2} \quad \text{注3}}$$

令和3年の青色申告決算書などに記載の肥料費に1.115と1.4をかけた値。1円未満は切り捨て

$$\frac{\text{令和3年の肥料費} \times 1.115}{\text{注1} \quad \text{注2}}$$

令和3年の青色申告決算書などに記載の肥料費に1.115をかけた値。1円未満は切り捨て

給付金の例 令和3年の肥料費が500,000円の場合

$$(500,000円 \times 1.115 \times 1.4 - 500,000円 \times 1.115) \times 0.1 = (780,500円 - 557,500円) \times 0.1 = 22,000円$$

注1 令和3年の肥料費は、個人の場合は、令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書(白色申告の場合)又は青色申告決算書、法人の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書に記載のある肥料費

注2 1.115は、国の統計(農業物価指数)を参考にした令和3年から令和4年にかけての肥料費の高騰率

注3 1.4は、国の統計(農業物価指数)などを参考にした令和4年から令和5年にかけての肥料費の高騰率

注4 給付金の給付率。国と県が合計9割を支援することから市は1割を支援する。1,000円未満は切り捨て